

指定地域密着型サービスの事業に係る介護・医療連携推進会議及び運営推進会議を活用した評価の実施等について

令和4年6月1日

1. 概要

指定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行うとともに、介護・医療連携推進会議及び運営推進会議を利用して、第三者の観点から評価を行うこととなっています。

また、指定認知症対応型共同生活介護事業所については、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行うとともに、従来の外部評価機関による評価と運営推進会議における評価のいずれかの方法を選択し、外部評価を行うこととなっています。

自己評価及び外部評価（第三者評価）は、「地域密着型サービスの自己評価及び外部評価（第三者評価）に係る実施取扱要領」に定めるところにより実施するものとしませんが、ここでは、その元となる課長通知の内容を、当市での取扱いを踏まえて示しています。

2. 対象サービス事業所

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症対応型共同生活介護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

3. 評価の実施方法について

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ア 自己評価について

事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

イ 介護・医療連携推進会議による評価について

当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要です。

(2) 小規模多機能型居宅介護

ア 自己評価について

事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い（スタッフ個別評価）、他の従業者の振り返り結果を事業所の従業者が相互に確認しながら現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行う（事業所自己評価）ことにより、提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指します。

① スタッフ個別評価

- ・利用者へのサービス提供を行う個々の従業者が、これまでの取組やかかわりについて個人で振り返るものです。
- ・原則として、地域密着型サービス基準により配置が義務づけられている全ての従業者が行うことが望まれます。

② 事業所自己評価

- ・各自が取り組んだスタッフ個別評価を持ち寄り、管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行うものです。
- ・管理者や計画作成担当者が単独で作成するものではなく、複数の従業者が参加するミーティングをもとに参加することとし、スタッフ個別評価を行った従業者は、可能な限り参加に努めてください。

イ 運営推進会議による評価について

事業所自己評価で取りまとめたサービス内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。

(3) 認知症対応型共同生活介護

ア 自己評価について

事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものです。

イ 運営推進会議における評価について

自己評価で取りまとめたサービス内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。

(4) 看護小規模多機能型居宅介護

ア 自己評価について

事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」）が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い（従業者等自己評価）、他の従業者等の振り返り結果を事業所の従業者等が相互に確認しながら現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行う（事業所自己評価）ことにより、提供するサービスについて個々の従業者等の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指します。

① 従業者等自己評価

- ・利用者へのサービス提供を行う個々の従業者が、これまでの取組やかかわりについて個人で振り返るものです。
- ・原則として、地域密着型サービス基準により配置が義務づけられている全ての従業者が行うことが望まれます。

② 事業所自己評価

- ・各自が取り組んだ従業者等自己評価を持ち寄り、全ての従業者等が参加する事業所全体のミーティングにより、それぞれの考え方や取組状況に関する認識の違いなどを話し合う過程を通じて、事業所全体の振り返りを行うものです。
- ・管理者や計画作成担当者が単独で作成するものではなく、複数の従業者が参加するミーティングをもとに参加することとし、従業者等自己評価を行った従業者は、可能な限り参加に努めてください。

イ 運営推進会議における評価について

事業所自己評価で取りまとめたサービス内容や課題等について、運営推進会議に報告した上で、利用者、地域の医療関係者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点からの意見を得ることにより、新たな課題や改善点を明らかにし、サービスの質の向上を図るとともに、地域包括ケアの中で事業所が果たすべき役割を明らかにしていくことを目指すものです。

(5) 留意事項

ア 外部評価を行う介護・医療連携推進会議又は運営推進会議は、単独で開催してください。

イ 外部評価を行うために開催する介護・医療連携推進会議又は運営推進会議には、第三者の観点からの意見を得るため、市職員又は地域包括支援センターの職員、サービスや評価についての知識を有し公正・中立な第三者の立場にある者が参加していることが必要です。

ウ イに掲げる者について、やむを得ない事情により、介護・医療連携推進会議又は運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を介護・医療連携推進会議又は運営推進会議に報告する等により、一定の関与を確保する必要があります。

エ 認知症対応型共同生活介護に係る、地域密着型サービス基準第 97 条第 8 項第 1 号に規定する外部の者による評価は、「第三者による評価」という点において、運営推進会議を活用した評価と同様の目的を有していることから、当該外部の者による評価を受けた場合には、運営推進会議を活用した評価を受けたものとみなすこととします。

ただし、「地域密着型サービスの自己評価及び外部評価（第三者評価）に係る実施取扱要領」に規定する外部評価（第三者評価）の受審頻度緩和の要件のうち、「過去に外部評価を 5 年間継続して実施していること」の継続年数については、運営推進会議による外部評価を算入することはできません。

なお、外部評価（第三者評価）の受審頻度緩和はあくまでも外部評価に対して適用されるものであり、外部評価（第三者評価）の受審頻度緩和の適用の有無にかかわらず、自己評価は年に 1 回以上実施する必要があります。

4. 様式等について

自己評価及び運営推進会議等を活用した評価は、下記様式を活用してください。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・ 自己評価・外部評価評価表・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 1
- 小規模多機能型居宅介護
 - ・ スタッフ個別評価・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2-1
 - ・ 事業所自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2-2
 - ・ 地域からの評価・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2-3
 - ・ サービス評価総括表・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2-4
- 認知症対応型共同生活介護
 - ・ 自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール・・別紙 2 の 2
- 看護小規模多機能型居宅介護
 - ・ 従業者等自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3-1
 - ・ 事業所自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3-2
 - ・ 運営推進会議における評価・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3-3

5. 結果の公表について

(1) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、公表する必要があります。

なお、4 に掲げる評価項目の参考例に基づき評価を行う場合には指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については別紙 1 を、指定小規模多機能型居宅介護事業者については別紙 2-2 及び 2-4 を、指定認知症対応型共同生活介護事業者については別紙 2 の 2 を、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者については別紙 3-3 を公表してください。

また、当該公表が必要な書類を、当該評価に係る年度の翌年4月末日までに、加西市へ提出してください。

- (2) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、利用者及びその家族に対して手交若しくは送付するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表してください。